

# 利益相反管理方針

2020年5月1日  
株式会社 LastRoots

株式会社 LastRoots（以下、「当社」といいます。）は、資金決済法に関する内閣府令第23条2項3号の規定に従い、利用者様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「利益相反取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、利用者様の保護を適正に確保するために利益相反取引を管理する体制を利益相反管理方針として策定いたしました。

当社は、法令等に従い、当社の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

## 1. 利益相反取引

「利益相反取引」とは、当社が行う取引に伴い、当社が行う暗号資産交換業務に係る利用者様の利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

## 2. 利益相反管理体制

当社は、主に暗号資産取引全般のコンプライアンス関係を統括する「CR 統括部」内に利益相反取引管理部門を設置いたします。CR 統括部は営業部門から独立しており、対象取引の特定及び管理を一元的に遂行いたします。対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより利益相反管理を行います。

また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、社内において周知・徹底することにより、安心・安全に暗号資産関連サービスを提供してまいります。

- (1) 情報隔壁の設置による部門間の情報遮断
- (2) 利益相反取引および当該取引によって利益が害されるおそれのある利用者様との取引の一方または双方の条件または方法の変更
- (3) 利益相反取引または当該利用者との取引の一方の中止
- (4) 利用者様への利益相反の開示
- (5) その他の方法

## 3. 対象取引の種類

当社は、対象取引を特定するにあたって、以下の観点から検討を行うこととします。

- (1) 利用者様が不利益を被ることにより、当社またはその関係者が利益を得るか、または損失を回避する可能性がある場合
- (2) 利用者様の取引の結果、利用者様の利益とは明確に区分される利益を当社またはその関係者が得る場合
- (3) 利用者様の利益よりも他の利用者様を優先する経済的利益等が当社またはその関係者が得る場合
- (4) 当社またはその関係者が利用者様と同一の業務を行っている場合
- (5) 利用者様以外の者から、利用者様の取引に関連して通常の手数料や費用以外の金銭、財貨もしくはサービスの形で、当社またはその関係者が利益を得る場合または将来得ることになる場合

なお、対象取引の特定にあたっては、当社の社会的評価または金融市場、暗号資産交換市場における信用に対する影響にも留意して、管理を行うこととしています。

## 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は以下のとおりです。

株式会社 LastRoots

以上